

南ドイツ・ヴュルテンベルクの世襲財産 ——大土地所有の存在形態——

加藤 房 雄

I 問題

西南ドイツ経済史の内外の研究史を振り返ると、一方のドイツでは、O. トゥリューディンガー¹に依拠して、ヴュルテンベルクの大土地所有を「稀な例外」²と捉えたW. ヒッペルの「農民解放論」が、著名な業績の一つだったとすれば、他方、一言にして「小農共和国」³説と表現できる松田智雄氏以降の西南ドイツ農村社会論が、わが国の斯学をリードした代表的見解である。「特殊ヴュルテンベルク的状況」または「プロイセンに対するヴュルテンベルク社会の異質性」⁴を説明するための有力な根拠として準用された先の例外論は、「小農共和国」像と一体を成す共通の歴史観の所産だった。⁵では、この場合、ヒッペルのトゥリューディンガー理解には、何の問題もなかったのか。この例外論は、はたして、確たる実証的な裏づけを伴うものなのか。そこには、「例外」と片づけるわけにはいかない何らかの重大かつ複雑な事情は、全くないのか。もしあるとすれば、それは、いったい何か。本稿は、この一点に集約される問題関心に立ち、従来の支配的な問題意識とは少しく異なる視点から、「南ドイツにおける大土地所有の実態とその歴史的意義」を明らかにするために始められた実証研究の最初の中間報告である。

II トゥリューディンガーのフィデイコミス論

大土地所有一般ではなく、世襲財産＝フィデイコミス⁶の特殊契機に止目するトゥリューディンガーの成果を拠り所にして、ヴュルテンベルクの大土地所有を「稀な例外」と結論づけることには、重大な疑問が残るばかりではなく、むしろ、それは、ヒッペルとはむしろ逆の結論

¹ Otto Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, in: Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde, herausgegeben von dem Statistischen Landesamt, Jahrgang 1919/20, Stuttgart 1922.

² Wolfgang von Hippel, Die Bauernbefreiung im Königreich Württemberg, Bd. 1, Boppard am Rhein 1977, S. 581.

³ 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年、187頁。

⁴ Andreas Dornheim, Adel in der bürgerlich-industrialisierten Gesellschaft. Eine sozialwissenschaftlich-historische Fallstudie über die Familie Waldburg-Zeil, Frankfurt am Main 1993, S. 246.

⁵ 研究史の簡潔な整理として、森良次『19世紀ドイツの地域産業振興—近代化のなかのヴュルテンベルク小営業』京都大学学術出版会、2013年、序章、参照。

⁶ ヴュルテンベルクのフィデイコミスは、1804年の『フランス民法典』(Code civil)の影響を受けた1808年、1812年と1814年の一連の措置により、一時、廃棄されたが、1817年の「貴族規約」(Adelsstatut)ならびに1821年12月8日の「勅令」(königliche Deklaration)に基づいて原状復帰した。August von Miaskowski, Das Erbrecht und die Grundeigentumsverteilung im Deutschen Reiche. Ein sozialwirtschaftlicher Beitrag zur Kritik und Reform des deutschen Erbrechts, Zweite Abteilung, Das Familienfideikommiss, das landwirtschaftliche Erbgut und das Anerbenrecht, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. XXV, Leipzig 1884, S. 11 f.

を導くものでさえあると思われる。1919年の数値を挙げると、総数64の「県（上級行政区）」（Oberamtsbezirk）と四つの郡（Kreis）から成るヴュルテンベルクの国土面積1,950,856ヘクタール中、世襲財産は、全体の6.56%を占める127,954.6ヘクタールの大いさだった。⁷ 第1表は、トゥリューディンガーに従って、世襲財産を大・中・小（500ヘクタール以上：大、101～500：中、100以下：小）の三つに区分けして整理している。全体の三割強を占める「小世襲財産」は、所有地の点では、わずか1.38%だけであり、同じく三割強の中位の世襲財産は、8.87%である。これに対して、全体の三割五分ほどの「大世襲財産」には、90%弱の土地が集中する。なかでも5,000ヘクタール以上層におけるこの傾向は、特に著しい。プロイセン世襲財産問題との関連でM. ウェーバーが注視した当該最上層の「大世襲財産」に限れば、⁸ わずか3.5%を数えるだけだったヴュルテンベルクのそれは、土地面積の点では、約四割に達する大きな比重を占めたのである。また、合計141人の世襲財産所有者一人当たりの所有地は、「大世襲財産」範疇に属する907.48ヘクタールだった。これも、決して小さな数値ではない。500ヘクタール以上の「大世襲財産」が大土地所有の一部を成すことに、異論はあるまい。

さらに、全世襲財産地が各邦で占める比率を比較すると、バイエルン3.4%（1909年）、ヴュルテンベルク6.56%（1919/20年）、プロイセン7.3%（1917年）なので、ヴュルテンベルクは、プロイセンに比して、わずかに小さいだけである。⁹ また、世襲財産合計数中の最上層（5,000ヘクタール）数の割合を見ると、バイエルン4.5%、ヴュルテンベルク3.5%、プロイセン7.6%の数値が得られるので、ヴュルテンベルクが、飛びぬけて低いわけでは必ずしもない。¹⁰ したがって、

第1表 ヴュルテンベルクの世襲財産 1919/20年

	所有者数		面積 ha		平均面積 ha
100ha以下	45	31.9%	1,760.2	1.38%	39.12
101～500ha	46	32.6	11,345.1	8.87	246.63
500ha以上	50	35.5	114,849.3	89.75	2,296.99
5,000ha以上	5	3.5	49,817.0	38.93	9,963.40
合計	141	100%	127,954.6	100%	907.48

出典：Otto Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, in: Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde, herausgegeben von dem Statistischen Landesamt, Jahrgang 1919/20, Stuttgart 1922, S. 59-61より作成。

⁷ Vgl. O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 57 u. 59. 四つの郡は、Schwarzwald, Neckar, Jagst, Donau. 彼のフィデイコミス論の最も重要な典拠は、1919年に行われた「ヴュルテンベルク特別調査」（ebenda, S. 57）である。1911年に始まったフィデイコミスの実態調査は、戦争による中断後、1919年に再開された。

⁸ ウェーバーの「大世襲財産」論については、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、1990年、182頁、注（66）、加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究——「都市史と農村史のあいだ」序説』勁草書房、2005年、74～75頁、注（5）参照。独文の論考として、vgl. Fusao Kato, Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017, S. 17-38.

⁹ Vgl. A. Dornheim, Adel in der bürgerlich-industrialisierten Gesellschaft, S. 245.

¹⁰ Vgl. O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 59.

「ヴュルテンベルクには大土地所有は存在しない。もし存在するとしても、それは、取るに足らない」と断じる論法は、「性急な判断」¹¹と言うほかなく、これらの数値を、「稀な例外」の根拠に用いることは、土台無理であろう。

なぜなら、新旧に二分される両ヴュルテンベルクの著しい地域差を考慮に入れなければならないからである。両地域と郡の対応としては、ヤークスト (Jagst)・ドナウ (Donau) の二郡が新地域で、シュヴァルツヴァルト (Schwarzwald) とネカー (Neckar) は旧地域に属する。さて、ヒッペルの捉え方は、旧ヴュルテンベルクの諸地方には、ある程度有効だったとしても、旧地域に比してフィデイコミスが根を張る度合いのはるかに強い新ヴュルテンベルクおよび上シュヴァーベンに当てはまるものではない。¹² 第2表の事実は、ヒッペルの理解の再検討を迫るものである。四郡構成のヴュルテンベルク邦は、合計64の県と1,895の村 (Gemeinde) から成る。¹³ ネカー郡には、計388の村があり、フィデイコミスの存在が確認される「世襲財産村」 (Fideikommissgemeinde)¹⁴は、そのうち167だった。それは、シュヴァルツヴァルト郡においては、512中98を数え、ヤークスト郡については、424村のうち238の村に世襲財産があり、ドナウ郡では571中305村が「世襲財産村」である。相当明瞭な新旧両地域の相異は、世襲財産の存在が、旧ヴュルテンベルク地域に比べ、新地域において際立って厚い点に示される。旧地域は、29.44%だったフィデイコミス村の比率は、新地域では、半分以上の54.57%にまで急上昇

第2表 ヴュルテンベルクの四郡

	ゲマインデ数	世襲財産村	
		存在数	比率
Neckar	388	167	43.04%
Schwarzwald	512	98	19.14
旧ヴュルテンベルク	900	265	29.44
Jagst	424	238	56.13
Donau	571	305	53.42
新ヴュルテンベルク	995	543	54.57
全体	1,895	808	42.64

出典：O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 74 f. u. 80より作成。

¹¹ A. Dornheim, Adel in der bürgerlich-industrialisierten Gesellschaft, S. 246.

¹² Vgl. ebenda.

¹³ 64県の内訳は、ネカー郡17県、シュヴァルツヴァルト17、ヤークスト14、ドナウ16。

¹⁴ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 66-71. 「世襲財産村」数 (808、第2表) は、世襲財産所有者数 (141、第1表) に合致しない。トゥリューディンガーの説明は、「最小の世襲財産地であっても、村域内にある限り記録した」という一点だけである。「侏儒世襲財産」になりがちな15の「市民的世襲財産」を含む合計141の所有地のうち、複数の村域をまたぐ大農場が少なからず存在し、所在地の散在は必至だった。村の数と所有地数との乖離の理由である。Vgl. O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 60 f.

するのである。ヴュルテンベルク全体を見ても、フィデイコミスを確認できる村は、四割以上(42.64%)に達した。存在感の最も薄いシュヴァルツヴァルト郡でさえ、全ゲマインデ中のおよそ二割(19.14%)の村にフィデイコミスが見られた事実は重い。この点に鑑みても、ヒッペルの例外論には重大な疑問符が付くと言うほかないのである。

さて、ここで興味深いことは、中農ならびに大農経営の比率が高いことを理由に挙げて、フィデイコミスの存在感が強い新地域(ヤークスト・ドナウ両郡)の土地所有状況を好ましいと捉えるトゥリューディングーの認識である。逆に、彼にとって好ましくない状況とは、小農経営の蔓延だった。¹⁵ 彼が示す前者の好例は、ヤークスト郡のNeresheimとドナウ郡のLeutkirchであり、後者の代表例が、ネカー郡のBrackenheimおよびWeinsbergである。¹⁶ 「小農共和国」は後者の地で開花した。これらの諸点を押さえた上で、以下においては、ゲマインデ・レヴェルにまで踏み込んだ検証を試みる。

Ⅲ 「世襲財産村」の実態

(1) 旧地域

事例1 ネカー郡 Vaihingen 県 Hohenhaslach 村¹⁷

第3表は、同村の基本情報を伝える。全村域は1,458.5ヘクタール、その内訳は、森林、農用地を中核とする自余地が557.2ヘクタールと901.3ヘクタールである。君主による(hofkammerlich)地主経営(Gutswirtschaft)を営む同地のRechentshofen農場が、同地の世襲財産である。462.1ヘクタール規模の当該農場は、村の全域の三割以上、森林の35.4%そして自余地の三割弱を占める。1856年の県広報によれば、これは、自己経営ではなく、一括貸出に付された借地農場である。大量施肥を伴う慎重な耕作方式を採り、耕作地の改良に大きく寄与して、収穫量を大幅に増やした当該農場の農業改良への貢献は、大きい。同村の経済生活の中核を担った当該フィデイコミスは、全村民にとっての有益な模範となったのである。村の人口は、1871年から1910年にかけて、若干減少した。

第3表 Hohenhaslach 村の状況

村域：		世襲財産：		比率		人口		
森林	その他	森林	その他	世襲財産	森林	その他	1871年	1910年
1,458.5ha	557.2	901.3	462.1	31.7%	35.4	29.4	1,215	1,118

注：村域、森林、世襲財産、その他の単位は、ヘクタール。比率は、世襲財産が村域において占める比率。以下同様。
 出典：O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 u. 76 f. より作成。

¹⁵ Vgl. O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 58. トゥリューディングーは、5ヘクタール未満の経営を「小農経営」と捉えた上で、それが、経営総数の六分の五または十分の九もの大多数を占める分布状況を「好ましくない」と見なすのである。

¹⁶ Vgl. ebenda.

¹⁷ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 u. 76 f. に拠る。

事例2 シュヴァルツヴァルト郡 Nagold 県 Unterschwandorf 村¹⁸

「世襲財産村」の一つ Unterschwandorf 村の基本的な特徴を示した第4表を見よう。村全体の規模は、225ヘクタール、内訳は、森林104.5ヘクタール、その他120.5ヘクタールである。ケヒラー男爵 (Freiherr von Kechler) 家が同村の土地の過半を手中に収めている。61.6ヘクタールの森林、ならびに、その他の自余地83ヘクタールで構成される計144.6ヘクタール規模の同家のゲーツヘルシャフト (Gutsherrschaft) は、「世襲財産農場」である。150ヘクタールに満たないケヒラーの「世襲財産農場」は、ウェーバーの独自の用語法に従えば、決して大きくはない「小世襲財産」の部類に属する。農用地74.9ヘクタールが森林以外の自余地の中核を成す。農用地中、自己管理下にあるのは、5ヘクタールだけで、大半が貸し出されている。56ヘクタールは、一括してナーゴルト県の農業協会に貸し出され、13.9ヘクタールは複数の個人が借地している。以上の基本情報から、先ずは、「世襲財産農場」の同村における比重の大きさが分かるであろう。全村の64.3%、森林全体の59.0%、そして自余地の場合、七割近く (68.9%) もの過半が、ケヒラー農場のものだからである。

ケヒラー一家が、籠細工師や刃物研ぎ師等から、はては悪徳商人にまで及ぶ、多くのユダヤ人を含む流浪の民に、当地に移住してよい許可を与えて、同村と近隣四村 (Nagold, Haiterbach, Gündringen, Oberschwandorf) との狭い境界上の地片を買い求めるよう強要したのは、19世紀のことである。彼らの土地は、それほど貧しくない場合でも、10モルゲン (Morgen)¹⁹ほどの畑地が精いっぱいだったし、中位の者は5~6モルゲン、そして貧民層では0.5モルゲン程度の地片にすぎなかった。元々、本来の農民と呼べる生業者は、ここには存在しなかった。ほとんど土地を持たないものの、節約を心がけて勤労に勤しむ同村住民の経済状況は、とても良好と言えるようなものではなかった。だが、やがてユダヤ人たちは、同村から立ち去り始め、住民の生活様式も、次第に、より安定したものへと変わっていく。19世紀の半ば以降、多くの住民は、ゲーツヘルシャフトの日雇い労働者もしくは森林労働者 (Holzmacher) として生計を維持し始めたのである。村の人口は、1871年以降の世紀転換期に、157人から110人へと減った。

ここでは、フィデイコミスの全体的な存在感の薄いシュヴァルツヴァルト地域に存した「小世襲財産」について、1862年のナーゴルト県の広報が、当該の経営は、合理的に営まれており、周辺住民に及ぼす影響も有益だった旨を指摘することによって、周辺に位置する中小経営に対する教育的あるいは社会政策上の効用を力説したウェーバーの「大世襲財産論」に一脈相通じる議論

第4表 Unterschwandorf 村の状況

村域：	森林		その他		世襲財産：	森林		その他		人口	
	225ha	104.5	120.5	144.6 (64.3%)		61.6 (59.0%)	83 (68.9%)	157	110	1871年	1910年

注：比率は、世襲財産の三つの指標の全村での割合。

出典：O. Trüdinger, Die Fideikomnisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 u. 76 f. より作成。

¹⁸ O. Trüdinger, Die Fideikomnisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 76 f. に拠る。

¹⁹ ヴュルテンバルク (1806~1871年) の1モルゲンは3,152平方メートル。それ故、これは3.152ヘクタール。

を展開したことに、ひとまず注目しておきたい。

事例3 シュヴァルトツヴァルト郡 Tübingen 県 Kilchberg 村²⁰

440.8ヘクタールの同村に関する基本情報を示す第5表によれば、von St. André男爵の世襲財産(187.7ヘクタール)は、森林の割合が高い(63.9%)「森林世襲財産(Waldfideikommiss)」²¹の部に属し、Tübingen 県全域の中でも、農林業一体の(geschlossen)合理的農場を営む模範例の一つに数えられる。²² Kilchberg 村には、フィデイコミスだったことが史料上確認される同男爵の農場に加えて、von Tessin男爵のグーツヘル農場も存在した。二つの農場の模範的経営が提示する有益な実例を通じて、村全体の農業状態は、目に見えて改善されはしたものの、グーツヘルシャフトの大土地所有に比べると、それ以外の土地面積は、いささか小さすぎるように思われる。²³ 1867年の県広報は、このように伝えた。村の人口は、世紀転換期に微増した。

第5表 Kilchberg 村の状況

村域	世襲財産：	森林	その他	人口	
				1871年	1910年
440.8ha	187.7ha (42.6%)	120 (63.9%)	67.7 (36.1%)	342	351

注：比率は、村域における世襲財産の割合、そして、森林・その他の世襲財産中の比率。

出典：O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 u. 76 f. より作成。

(2) 新地域

事例1 ヤークスト郡 Gerabronn 県 Bartenstein 村²⁴

第6表が示すとおり、村域、世襲財産地ともに、それほど大きくなく、農業以外の特別な営業があるわけでもない。村域163.7ヘクタール、世襲財産地103.2ヘクタールなので、村人に残された土地は、60.5ヘクタールだった。1847年の県報告によれば、住民の大半が貧しい。124人の非農業従事者(Gewerbsleute)と日雇い労働者20人が、収入の乏しさを理由に同村を離れて、近隣の地へ去った。17世紀の最後の三分の一期以降、外部からの移住者が急増したとは言え、村域の小ささのため、状態の改善は望み薄であった。村人の使える土地は、168モルゲン(=52.95ヘクタール)中、わずか57モルゲン(=17.97ヘクタール)だけで、残りの土地はすべて、zu

²⁰ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 u. 76 f. に拠る。

²¹ F. Kato, Das preußische Fideikommiss, S. 96 f.

²² 資料が示す模範例は、さらに、国王直営農場(Hofdomäne) Einsiedelと316.5ヘクタールの純農業フィデイコミスを持つKirchentellinsfurt村、そしてvon Kilchberg, von St. André両男爵の二つの世襲財産農場である。なお、純農業フィデイコミスに、森林はない。

²³ 世襲財産面積の村域全体での比率は、42.6%なので、「その他」57.4%となり、決して小さな割合ではない。これは、von Tessin男爵の農場がフィデイコミスでなかったことの根拠たりうると思われる。同農場が「その他」に含まれるからである。

²⁴ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 f. u. 76 f. に拠る。

第6表 Bartenstein村の状況

村域	世襲財産	農業経営数： 零細経営 小農経営 中農経営				人口	
		1871年	1910年			1871年	1910年
163.7ha	103.2ha	148 (100%)	121 (81.8%)	18 (12.1%)	9 (6.1%)	854	642

注：農業経営は、1907年の数値。比率は、各経営階層の割合。20ヘクタール以上層は存在しない。零細経営：2未満、小農経営：2～5、中農経営：5～20。
 出典：O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 70 f. u. 76 f. より作成。

Hohenlohe-Bartenstein und Jagstberg 侯爵の農場（Grundherrschaft）に帰属した。²⁵ 1907年の経営調査によれば、2ヘクタール未満の零細経営が、全体の81.8%もの圧倒的多数を占める。2～5ヘクタールの「小農経営」は、12.1%、そして、5～20ヘクタールの「中農経営」は、わずか6.1%だけで、20ヘクタール以上の「大農経営」に至っては皆無だった。²⁶ トゥリューディングの危惧する「小農経営の蔓延」すら見られなかった同村は、フィデイコミスの多い新ヴェルテンベルク地域における寒村の一例であろう。1871年と1910年の数値を比較すると、村の人口は、854人から642人へと激減した。

事例2 ヤークスト郡 Gmünd県 Winzingen村²⁷

Rechbergの農場（Grundherrschaft）が、全村のほぼ三分の一を握るとともに、多くの農地が、耕作の困難な山あい位置するため、村の財産状態は、芳しいとは言えない。村民の土地所有状況を見ると、最も良い場合でも、28ヘクタール強（そのうち6ヘクタール強は森林）、そして、中位の者の土地は、12.6ヘクタールほど（約0.47ヘクタールの森林を含む）で、最下層に至っては、若干の「共同地持ち分」²⁸（Allmandteil）しかないケースが常態である。1870年の県広報は、このように伝えている。ここでは、同村に即して、「南ドイツ的アルメンデ制」²⁹が認められる点に注目したい。1907年の数値を示す第7表によれば、20ヘクタール以上は、わずか一つだけで、分厚い存在を示すのは、中農以下層である。零細経営29、小農経営17、中農経営25。なかでも、2ヘクタール未満の最下層は全経営の四割以上の多数を占める。また、村の人口は、1871年から1910年までに、353人から397人へと微増した。

トゥリューディングが危惧した「小農経営の蔓延」を正確に評価するには、その含意を理解しなければならない。「小農および農村労働者の在地性と慎ましやかさ」³⁰を「利点」³¹とする「南

²⁵ 1847年から世紀転換期までの半世紀有余の間に、村人の利用地は、7.55ヘクタールほど微増した。
²⁶ 農業経営階層の性格規定については、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』第一篇、第一章の注（14）を参照。なお、トゥリューディングの表の20ヘクタール以上層には、100ヘクタールを超える大経営も含まれる。
²⁷ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 78 f. に拠る。
²⁸ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 71. 共同地は、官報記載のAllmandではなく、Allmendeが一般的な用語である。
²⁹ Statistik des Deutschen Reichs, N. F. Bd. 112, Die Landwirtschaft im Deutschen Reich nach der landwirtschaftlichen Betriebszählung vom 14. Juni 1895, Berlin 1898, S. 45*.
³⁰ Ebenda.
³¹ Ebenda.

第7表 Winzingen村の状況

村域	世襲財産	農業経営数：	零細	小農	中農	大農	人口	
							1871年	1910年
529.9ha	160.8ha	72 (100%)	29 40.3%	17 23.6%	25 34.7%	1 1.4%	353	397

注：比率は、各経営階層の割合。

出典：O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 78 f. より作成。

ドイツ的アルメンデ制」とりわけ「耕地アルメンデ」(Ackerallmende)³²制は、「手工業者や工業労働者の副業的農業における自給用耕地として利用され」、³³ ここには、「南ドイツ的耕地アルメンデ制度における工業労働と農業的副業との相互補完的關係」³⁴が成立した。Winzingen村の中農以下層、なかんずく、多数の零細経営には、研究史上、「在村の労働者農夫 (Arbeiterlandwirt) という特殊西南ドイツ的労働者類型」³⁵と呼ばれる労働者が少なからず含まれる、と見てよい。西南ドイツの歴史的個性をめぐる、「小農経営の蔓延」の含意は、明らかである。だが、西南ドイツの特殊性を理解するには、これでもまだ不十分な面が残る。同村における160.8ヘクタール規模の世襲財産の存在が、忘れられてはならないからである。労働者農夫の西南ドイツの類型が打ち出されたのは、小農経営の蔓延とともに、世襲財産の併存も見られる農村空間だった。同村の、ひいては、ヴェルテンベルク社会の歴史的個性を見抜くには、この点、すなわち、世襲財産形態での大土地所有の一定の役割を押さえる必要があるように思われる。

事例3 ヤークスト郡 Gmünd県 Reichenbach村³⁶

1870年の県官報によれば、城館農場 (Schlossgut) Ramsbergは、von Rechberg伯爵のフィデイクミスである。1907年の数値を見ると、村域956.7ヘクタール、世襲財産地383.5ヘクタール、その内訳は森林27.5%、その他72.5%、また、農業経営数は68で、その階層分布は、零細経営25%、小農経営17.7%、中農経営44.1%、20ヘクタール以上の経営13.2%である。最上層は計九つと記録されているので、大経営の世襲財産を除き、富農ないし大農は、8人存在したことになる (第

³² Heinz Haushofer, Die deutsche Landwirtschaft im technischen Zeitalter, Stuttgart 1963, S. 50 u. 52 f., 三好正喜・祖田修訳『近代ドイツ農業史』未来社、1973年、47、49頁。

³³ H. Haushofer, Die deutsche Landwirtschaft im technischen Zeitalter, S. 52, 三好正喜・祖田修訳『近代ドイツ農業史』49頁。

³⁴ 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』45～46頁。

³⁵ 森良次『19世紀ドイツの地域産業振興』12頁。ただし、わたしの問題意識は、「労働者農夫」を西南ドイツにのみ固有な特殊契機とは見ずに、時空ともに異次元での広い視野からの位置づけを追求したことである。19世紀末以降の帝国主義成立期において、言わば「労働者農夫の東部ドイツ的存在形態」であるシュレーバークルトナー (Schrebergärtner) あるいはペンドラー (Pendler) という独自の「都市近郊農村労働者階層」は、「ドイツ帝国主義の農村的基盤として機能」した。加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』第二篇、第三章、加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究』後篇、参照。

研究史上の評価については、雨宮明彦氏の総括 (馬場哲・小野塚知二 [編]『西洋経済史学』東京大学出版会、2001年、「8 大不況と帝国主義の時代のヨーロッパ社会」、265頁) 参照。ここで、雨宮氏は、「ドイツ資本主義経済における地域的構成に関わる最も重要な論点」の一つに、「大土地所有である世襲財産の帝国主義期に特有な利用諸形態を析出した」世襲財産論を挙げている。

³⁶ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 78 f. に拠る。

8表参照)。フィデイコミスの農業経営が示す卓越した模範性には素晴らしいものがあり、全村の財産状態もきわめて良い。村民も、1871年の457人から1910年までに47人増え、504人になった。これは、事例1とは逆に、新地域における富裕村の典型例である。大農の厚い存在が、その証左である。

第8表 Reichenbach村の状況

村域	世襲財産	森林	その他	農業経営数					人口	
				零細	小農	中農	大農	1871年	1910年	
956.7ha	383.5ha	105.5ha	278ha	68	17	12	30	9	457	504
	(100%)	27.5%	72.5%)	(100%	25%	17.7%	44.1%	13.2%)		

出典：O. Trüdinger, Die Fideikomisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 78 f. より作成。

事例4 ヤークスト郡 Künzelsau 県 Schöntal村³⁷

1,600ヘクタールを超える同村は、相当広い。von Berlichingen伯爵の世襲財産は、668ヘクタールで、これもかなり大きい。農業経営の階層構成を見ると、「零細経営」が最多（計27）ではあるが、20ヘクタール以上の大きな経営も、八つ存在する。全村の状況は、概して良好で、村民も408人（1871年）から497人（1910年）に増えた（第9表参照）。官公吏の居住者も多い。1883年の県官報によれば、決して悪くはない資産状態の同村には、すべて一括貸出に付された大農場が三つある。国営農場（Staatsdomäne）が二つ（計75ヘクタール）と世襲財産が一つである。農耕地よりもはるかに合理的に行われている貸出農場が示す事例は、周辺の住民に好影響を及ぼしている。このように、同村については、貸出大農場の模範性ととともに、世襲財産と相当数の大農経営（八つ中の五つ）との併存の事実を確認することができる。

第9表 Schöntal村の状況

村域	世襲財産	農業経営数	零細	小農	中農	大農	人口	
							1871年	1910年
1,671.9ha	668ha	57	27	10	12	8	408	497

出典：O. Trüdinger, Die Fideikomisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 78 f. より作成。

事例5 ドナウ郡 Waldsee 県 Aulendorf村³⁸

第10表が示すとおり、村域は、約1,400ヘクタールと広い。551.1ヘクタールの世襲財産は、森林以外の農用地等の土地が六割五分以上（65.5%）を占める。総数273の農業経営の階層構成には、ヴュルテンベルク農村社会の歴史的個性が色濃く滲み出ている。(1)「労働者農夫」の生活の物的土台である零細経営が、73.6%もの圧倒的大多数を占める。(2) 零細経営の上層ならびに中農経営の下層を含む「小農の蔓延」も無視できない。(3) 大農の分厚い存在を表す計9の相当

³⁷ 典拠は、前注と同じ。

³⁸ 典拠は、前注と同じ。

第10表 Aulendorf村の状況

村域：	森林	その他	世襲財産：	森林	その他	
1,399.5ha	200ha	1,199.5ha	551.1ha (100%)	190ha (34.5%)	361.1ha (65.5%)	
農業経営数：	零細	小農	中農	大農	人口	
					1871年	1910年
273 (100%)	201 (73.6%)	32 11.7%	30 10.9%	10 3.8%	1,577	2,265

出典：O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 71 u. 78 f. より作成。

多数の最上層経営が、トゥリューディングガーの範疇規定に従えば大世襲財産に属するかなり大きなフィデイコミスと併存している。(4) これに加えて、村全体の森林の95%は、「世襲財産森林」(Fideikommisswald)³⁹ (190ヘクタール) である。冬季に雇用機会が提供されること一つとってみても、村の勤労者に与える森林の利点は、計り知れない。⁴⁰ すでに、1834年の県官報は、村の農業の30年に及ぶ成果とゲーツヘルシャフトの有益な影響を報告している。村の人口も、世紀転換期に、1,577人から2,265人へと著増した。

IV 結語

トゥリューディングガーのフィデイコミス論は、(1) 19世紀末以降の官庁統計ならびに世襲財産に係るアンケート調査のほか、(2) 1834年から1870年までの、年代的にはやや古い官庁報告という二種類の原資料による実証上の裏づけを持つものだった。二番目の県官報類は、フィデイコミスを「ほぼ例外なく」⁴¹母体とした大農場への高い評価を惜しまない論調を基調とした。彼によれば、もっと多くの世襲財産農場が広がる県レベルの官報を使えば、合理的経営を持つ大農場が農民経営に対して良い影響を及ぼし、その土地全体の農業の著しい進歩に貢献した点をめぐる映像を、より鮮やかに描き出すことができたはずである。

ヴェルテンベルク地方における大経営の小経営に対する優越を認め、農業大土地所有の分割に強く反対したトゥリューディングガーにとって、フィデイコミス制の主目的が大土地所有の維持に置かれていたことは、言わば自明の理にほかならなかった。彼のフィデイコミス論を基にして、

³⁹ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 76 u. 78 f. Vgl. Karl Hasel, Forstgeschichte. Ein Grundriss für Studium und Praxis, Hamburg und Berlin 1985, S. 85; 山縣光晶訳『森が語るドイツの歴史』築地書館、1996年、165頁参照。訳語は、「家族世襲財産としての森の所有」。

⁴⁰ 森林の利点については、加藤房雄「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題—『世襲財産廃止法』の意義」『歴史と経済』第220号、2013年、7月、33頁、参照。

⁴¹ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 71. ヴェルテンベルクの騎士農場 (Rittergut) は、その大部分が世襲財産だった。Vgl. Freiherr von Cetto, Die Fideikommissgesetzgebung in den deutschen Bundesstaaten. Verhandlungen der XXXII. Plenarversammlung des Deutschen Landwirtschaftsrats 1904, in: Archiv des Deutschen Landwirtschaftsrats, XXV III. Jahrgang, Berlin 1904, S. 146.

「ヴェルテンベルクの大土地所有は『稀な例外』であった」、と論じることはできない。それは、研究史上、ヒッペルの理解が妥当すると見なされた旧ヴェルテンベルク地域についても、同様である。「逆もまた真なり」ではなく、「逆こそが真」だった。ヴェルテンベルク農村社会を彩る歴史的個性=特殊性は、新ヴェルテンベルク地域の事例5（Aulendorf村）について確認できた、「労働者農夫、小農の蔓延、世襲財産と大農層の併存、そして、世襲財産森林」——地域ごとに、濃淡の差こそあれ、これら四つの基本的契機によって特徴づけられていた。これを、本稿の結語とする。

[本稿は、2017～2020年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「一次資料に基づく世襲財産制の実証研究—プロイセン・ザクセン・南ドイツの比較地域史」（課題番号17K03842）による研究成果の一部である]。